

第二種特定化学物質及び政令で定める第二種特定化学物質が使用されている製品一覧

2025年4月1日現在

番号 ^{※1}	第二種特定化学物質名称	指定日	輸入予定数量等の届出義務の対象となる製品 ^{※2} (化審法第35条)	技術上の指針及び表示告示における名称	技術上の指針及び表示義務の対象となる製品 ^{※2} (化審法第36条、第37条)			
1	トリクロロエチレン	平成元年4月1日	なし	トリクロロエチレン	1 接着剤(動植物系のものを除く。)			
					2 塗料(水系塗料を除く。)			
2	テトラクロロエチレン	平成元年4月1日	なし	テトラクロロエチレン	3 金属加工油			
					4 洗浄剤			
					1 加硫剤			
					2 接着剤(動植物系のものを除く。)			
3	四塩化炭素	平成元年4月1日	なし	四塩化炭素	3 塗料(水系塗料を除く。)			
					4 洗浄剤			
4	トリフェニルスズ=N, N-ジメチルジチオカルバマート	平成2年1月6日	なし	トリフェニルスズ化合物	5 繊維製品用仕上げ加工剤			
5	トリフェニルスズ=フルオリド							
6	トリフェニルスズ=アセタート							
7	トリフェニルスズ=クロリド							
8	トリフェニルスズ=ヒドロキシド							
9	トリフェニルスズ脂肪酸塩(脂肪酸の炭素数が9、10又は11のものに限る。)							
10	トリフェニルスズ=クロロアセタート							
11	トリブチルスズ=メタクリラート							
12	ビス(トリブチルスズ)=フマラート							
13	トリブチルスズ=フルオリド							
14	ビス(トリブチルスズ)=2, 3-ジプロモスクシナート	平成2年9月12日	なし	トリブチルスズ化合物	15 トリブチルスズ=アセタート			
15	トリブチルスズ=アセタート							
16	トリブチルスズ=ラウラート							
17	ビス(トリブチルスズ)=フタラート							
18	アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート共重合体(アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。)							
19	トリブチルスズ=スルファマート							
20	ビス(トリブチルスズ)=マレアート							
21	トリブチルスズ=クロリド							
22	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズ=ナフテナート)							
23	トリブチルスズ=1, 2, 3, 4, 4a, 4b, 5, 6, 10, 10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1, 4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)							
24	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)				令和7年4月1日	なし	NPE	1 水系洗浄剤

※1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)第二条における番号

※2 当該第二種特定化学物質に加えて対象となる、当該第二種特定化学物質が使用されている製品